

※本件売買は、愛知県議会の議決が必要となりますので、議決までの間、仮契約を締結します。

県有財産売買仮契約書（案）

収 入
印 紙

売渡人愛知県（以下「甲」という。）と買受人【※ 契約者名】（以下「乙」という。）とは、次の条項により県有財産の売買仮契約を締結する。

なお、この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年愛知県条例第29号）第3条の規定に基づく愛知県議会の議決（以下「議決」といい、この契約に係る議案の可決を内容とする議決を指す。）を受け、かつ、本契約書第5条に規定する契約保証金を納付したときは、これを本契約とみなす。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、次に表示する物件を次条の売買代金で乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

区分	所在	地番	地目	登記面積 (㎡)	実測面積 (㎡)	主要現況等
土地	豊田市手呂町樋田	138番6	宅地	24,703.75	24,703.75	別紙のとおり
土地	豊田市手呂町樋田	138番7	宅地	11,379.61	11,379.61	
土地	豊田市扶桑町七丁目	19番2	宅地	685.04	685.04	
土地	豊田市百々町八丁目	86番	宅地	1,381.46	1,381.46	
土地	豊田市百々町八丁目	88番1	宅地	5,676.38	5,676.38	

2 前項に定める数量は、別添図面等資料による数量であり、乙は、本数量をもって契約数量とすることを了承するものとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金【※ 予定価格以上の額】円とする。

（地価変動の取り扱い）

第4条 この契約の成立日から第7条に規定する所有権移転の日までに地価変動があった場合においても、売買代金は変更しない。

（契約保証金）

第5条 乙は、議決後直ちに、契約保証金として金【※ 売買代金の1割以上】円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第21条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には、利子を付さない。

4 甲は、乙が第6条第2項に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

ただし、契約保証金が、現金又は銀行等が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により納付された場合に限る。

5 乙が第6条第2項に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は、甲に帰属するものとする。

(売買代金の納入方法)

第6条 乙は、この契約が本契約とみなされた日から20日以内に売買代金を支払わなければならない。

2 乙は、前項の納期限までに売買代金から乙が既に納付した契約保証金（現金又は銀行等が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により納付された場合に限る。）を除く金額を、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する場所に納入しなければならない。

(所有権の移転)

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転するものとする。

(登記の嘱託)

第8条 前条の規定により所有権が移転した後、乙は、甲に対し所有権移転登記の嘱託を請求し、甲はその請求により遅滞なく所轄法務局に所有権移転登記を嘱託するものとする。

(売買物件の引渡し)

第9条 甲、乙両者は、売買物件の所有権が乙に移転した後、甲、乙両者が定める日に売買物件の所在する場所において甲、乙立会の上、現況有姿で引渡しを行い、受渡証書を相互に取り交わすものとする。

(危険負担)

第10条 この仮契約締結の時から前条の規定により売買物件を乙に引き渡すまでの間において、当該物件が天災地変その他の甲又は乙のいずれの責に帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、契約の解除を請求することができる。また、乙は、この仮契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、修補することにより契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を修補して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しがこの仮契約に定める引渡しの時を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

3 第1項の請求により、この仮契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

(契約不適合)

第11条 乙は、仮契約締結後、売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合し

ないもの（以下「契約不適合」という。）であるときに、当該契約不適合を理由として、履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求又は契約解除をすることができない。

- 2 乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、履行の追完請求又は不適合の程度に応じた代金の減額請求をすることができる。ただし、売買代金を超える履行の追完請求をすることはできない。
- 3 前項の請求は、売買物件の引渡しの日から2年以内に売買物件が契約不適合の旨を甲に通知した場合に限り行うことができる。

（使用等の禁止）

第12条 乙は、この契約が本契約とみなされた日から10年を経過するまでの間、売買物件を次の各号に定める用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業

（実地調査等）

第13条 甲は、前条に定める使用等の禁止に関し、必要があると認めるときは、乙に対し、売買物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（違約金）

第14条 乙は、第12条に定める義務に違反したときは、契約金額の10分の3に相当する額を、違約金として甲に対し支払わなければならない。

- 2 乙は、前条第3項に定める義務に違反して調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、契約金額の10分の1に相当する額を、違約金として甲に対し支払わなければならない。
- 3 前2項の違約金は、第21条に定める損害賠償に係る損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第15条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

（談合その他不正行為に係る解除）

第16条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若

しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規定による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。

(4) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払い）

第17条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 乙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

(1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。

(2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（暴力団等排除に係る解除）

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役

員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(妨害等に対する報告義務等)

第19条 乙は、契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものとは認められないものをいう。)(以下「妨害等」という。)を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(原状回復及び返還金等)

第20条 乙は、甲が第15条、第16条及び第18条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

3 甲は、第15条、第16条及び第18条の規定により解除権を行使したときは、収納済みの売買代金を乙に返還する。ただし、当該返還金には、利息を付さない。

4 甲は、第15条、第16条及び第18条の規定により解除権を行使したときは、乙が支出した一切の費用は償還しない。

(損害賠償)

第21条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第22条 甲は、第20条第3項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第23条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第24条 この契約に関して疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第25条 この契約に関する訴えの管轄は、愛知県庁の所在地を管轄区域とする名古屋地方裁判所とする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 売渡人	名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県 代表者 愛知県知事 大村秀章
乙 買受人	住所 氏名

物 件 調 書

所在地番	豊田市手呂町樋田138番6、138番7 豊田市扶桑町七丁目19番2 豊田市百々町八丁目86番、88番1			予定価格	579,150,000円		
住居表示	無	面積	43,826.24㎡	地目	宅地		
形状	実測図のとおり	道路との高低差	有 (南東側約0m~2.0m)				
接面道路の幅員及び構造	南東側 市道岩滝手呂線 (幅員約12m、舗装) 中央北側 市道手呂住宅1号線 (幅員約6m、舗装) 中央南側 市道手呂住宅2号線 (幅員約6m、舗装)						
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化調整区域					
	建築基準法	用途地域	指定なし	斜線制限	道路斜線、隣地斜線		
		建ぺい率	60%	日影規制	有		
		容積率	200%	防火地域	建築基準法 第22条区域		
		高度制限	無				
その他	砂防指定地あり、景観計画区域(都市近郊自然共生ゾーン)、埋蔵文化財包蔵地						
私道の負担等に関する事項	私道負担	無					
	道路後退	無					
施設整備状況			接面道路配管	事業所名	電話番号		
	電	気	有	—	中部電力パワーグリッド(株) 豊田営業所	0120-988-554	
	上	水	道	有	南東側 200mm 中央北側(西側) 100mm 中央北側(東側) 75mm 中央南側 100mm	豊田市 上下水道局水道維持課	0565-34-6670
	下	水	道	無	—	—	
	都	市	ガ	ス	有	南東側 150mm 中央北側 100mm 中央南側 150mm	東邦ガスネットワーク(株)
交通機関	バス 名鉄バス「手呂団地口」より北東方約350m・徒歩約4分						
	鉄道 名鉄三河線「平戸橋」駅より南東方約2,900m・徒歩約38分						
公共機関 (物件からの直線距離)	市役所	豊田市高橋支所	南西方約 2,400m	保育園	越戸こども園	西方約 1,700m	
	小学校	平井小学校	南西方約 850m	中学校	高橋中学校	南西方約 2,300m	
	郵便局	豊田市木郵便局	南西方約 1,100m	警察署	豊田警察署 高橋交番	南西方約 2,500m	
	医療機関	東加茂クリニック	南方約 680m	金融機関	名古屋銀行 豊田東支店	南西方約 2,800m	
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県営手呂住宅の跡地です。(残置の状況) ・ 敷地内に雨水排水のための素掘側溝、素掘枡、排水管、雨水枡等を残置しております。 ・ 北用地の北側にコンクリート擁壁、南用地の西側、南側にコンクリート擁壁、南側に階段が現存しております。 ・ 当該敷地は、以前に簡易耐火構造二階建の県営住宅が57棟建っていました。上物は撤去されていますが、地中に配管や杭等が残置しているおそれがあります。 						

参
考
事
項

- ・上記の残置の状況は、取壊し工事の竣工図(一部のみ)や、周囲から目視で確認したものであり、他にも残置物があるおそれがあります。
(越境の状況)
- ・敷地北側市道に設置されているガードレールが当該敷地に越境しています。
- ・上記の越境物については、落札者と協議に応じる旨を隣接者に確認しております。
- ・確定測量図(平成28年3月時)及び当時の境界標の写真がありますが、現時点における境界標の有無及び他の越境は不明です。
- ・南用地の南東にて、隣接地利用者の所有する手押し車等の越境物があります。隣接地利用者からは、速やかに移動させる旨の回答を得ています。
(その他)
- ・敷地外周に木柵、トラロープを設置しております。
- ・敷地西側の上空約25mに高圧送電線(西広瀬東豊田線)が架空しています。地役権等の設定はありませんので、落札者は設置者と協議を行ってください。
- ・送電線路の最下垂時における電線から3.75mの範囲内に入る建造物の築造、及び送電線路に支障となる工作物の設置、竹林の植栽はできません。
- ・敷地北側市道沿いに中部電力パワーグリッド株式会社又は西日本電信電話株式会社の電柱が7本あります。
- ・南用地の西側に埋設文化財包蔵地があります。本調査が必要となる場合がありますので、工事前に豊田市文化財課へ問合せしてください。
- ・南用地の南西部に一部豊田市の公道(細街路)があります。
- ・本物件は市街化調整区域にあたるため、開発行為を行うには都市計画法第34条各号に基づく許可を得る必要があります。
- ・住居系の開発行為を行うには豊田市が地区計画を決定する必要がありますが、地区計画の決定には、「豊田市市街化調整区域内地区計画運用指針」に適合した計画とするほか、豊田市との協議が必要です。
- ・令和7年4月に公共下水道の人孔が、市道平戸橋水源3号線(外環状線)西側の県有地内污水处理場付近に整備される予定です。(ただし、国の財政政策、補助金等の状況変化及び現場状況により整備時期に変更が生じることがあります。)

造成宅地防災区域	土砂災害警戒区域	津波災害警戒区域
区域外	区域外	区域外

水害ハザードマップ		
洪水	内水	高潮
区域外	区域外	—

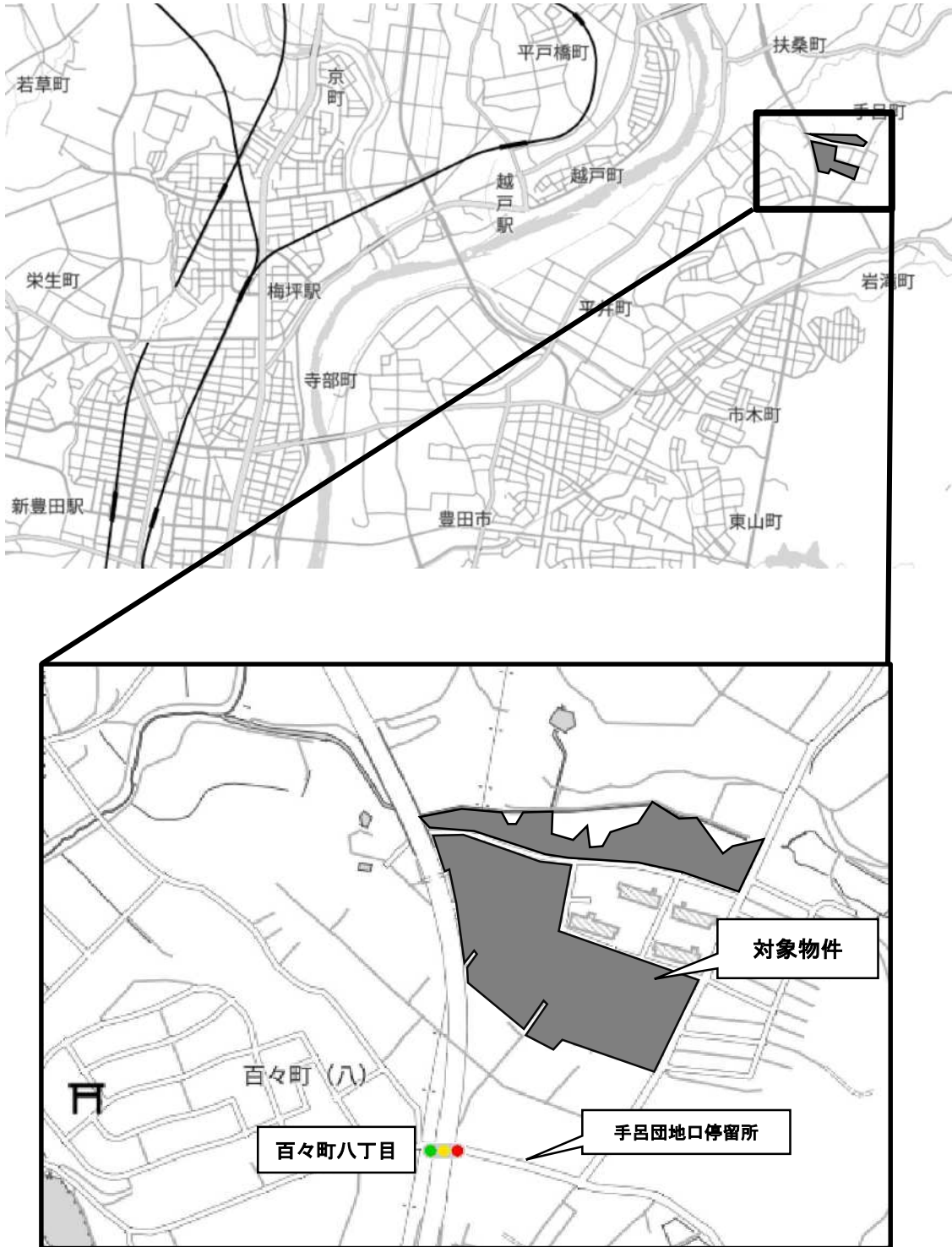
※豊田市においては、高潮ハザードマップは作成されておりません。

(現況有姿での引き渡しとなります。)

※ 物件調書は、申込者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず申込者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

調査時点が特記されていない事項は、令和5年7月の状況を記載しています。

案内図





手呂町樋田
(A1: S=1/500)
(A3: S=1/1000)



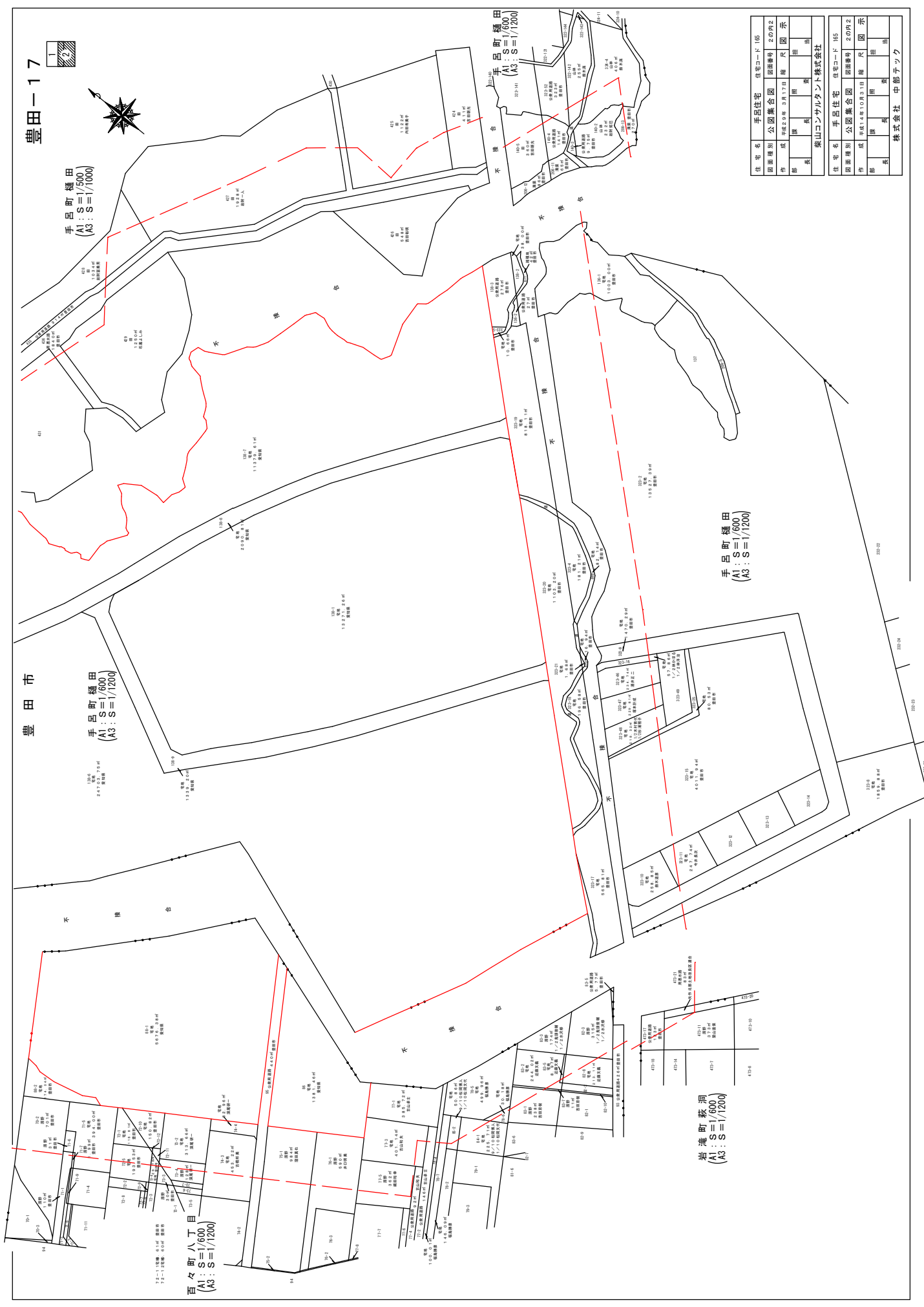
手呂町樋田
(A1: S=1/500)
(A3: S=1/1200)

百々町八丁目
(A1: S=1/600)
(A3: S=1/1200)

岩滝町萩洞
(A1: S=1/600)
(A3: S=1/1200)

手呂町樋田
(A1: S=1/600)
(A3: S=1/1200)

手呂町樋田
(A1: S=1/600)
(A3: S=1/1200)



住 宅 名	手呂住宅	住宅コード	105
団 地 別 名	公園集合同	団地番号	2の内2
作 成 年 月	昭和29年 2月17日	規 尺 図 示	
部 長	課 長	照 査 員	田 淵
部 長	課 長	照 査 員	田 淵
住 宅 名	手呂住宅	住宅コード	105
団 地 別 名	公園集合同	団地番号	2の内2
作 成 年 月	昭和29年 2月17日	規 尺 図 示	
部 長	課 長	照 査 員	田 淵
部 長	課 長	照 査 員	田 淵

住 宅 名	手呂住宅	住宅コード	105
団 地 別 名	公園集合同	団地番号	2の内2
作 成 年 月	昭和29年 2月17日	規 尺 図 示	
部 長	課 長	照 査 員	田 淵
部 長	課 長	照 査 員	田 淵

株式会社 中部テック

登記年月日：平成28年3月24日

公用

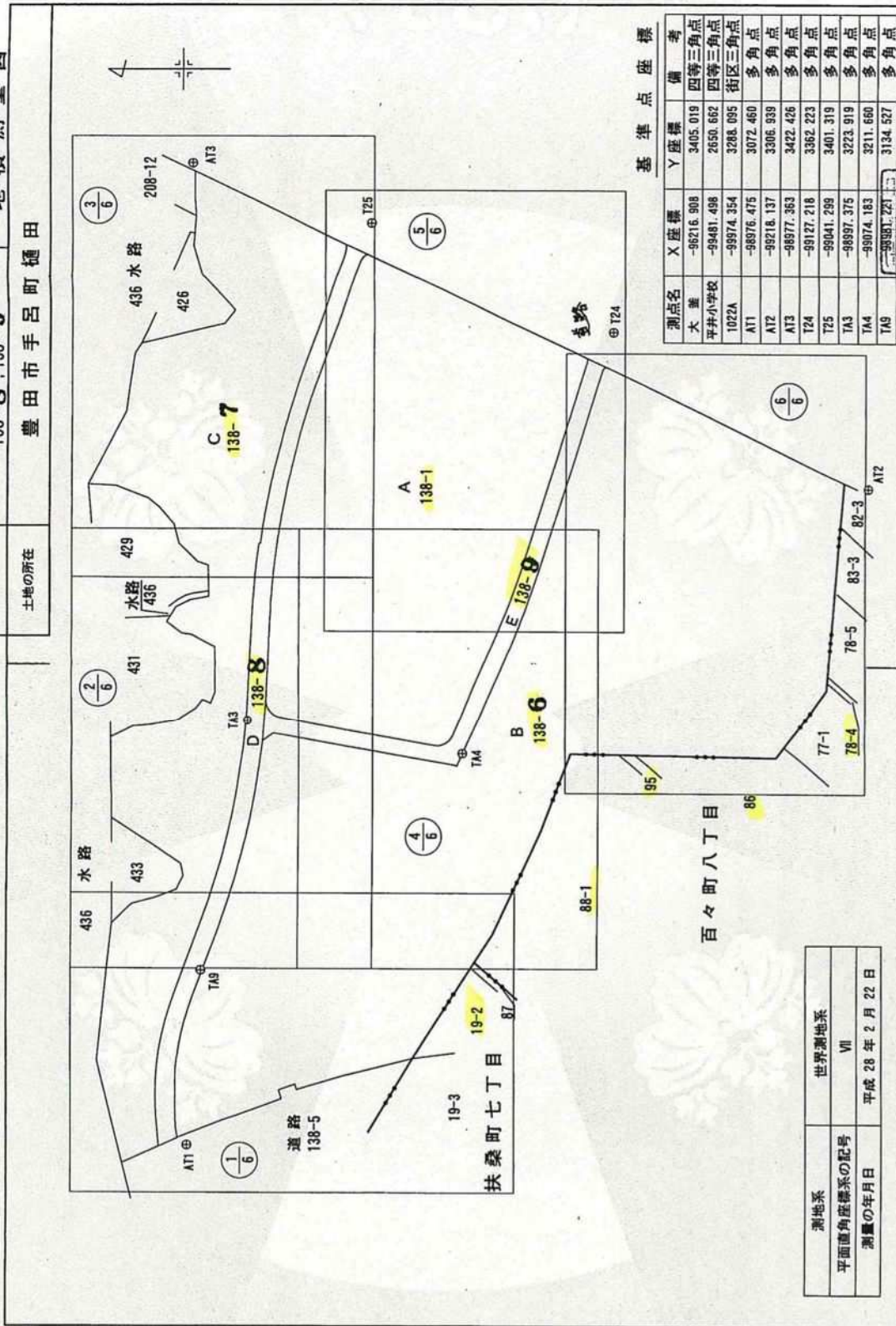
これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和2年6月3日 名古屋法務局豊田支局

土地積測量所在図

138-1, 138-6, 138-7, 138-8, 138-9

豊田市手呂町樋田

地番
土地の所在



基準点座標

測点名	X座標	Y座標	備考
大差	-96216.908	3405.019	四等三角点
平井小学校	-99481.498	2650.662	四等三角点
1022A	-99974.354	3288.095	街区三角点
AT1	-98976.475	3072.460	多角点
AT2	-99218.137	3306.939	多角点
AT3	-98977.363	3422.426	多角点
T24	-99127.218	3362.223	多角点
T25	-99041.299	3401.319	多角点
TA3	-98997.375	3223.919	多角点
TA4	-99074.183	3211.660	多角点
TA9	-99981.223	3734.527	多角点

測地系	世界測地系
平面直角座標系の記号	VII
測量の年月日	平成28年2月22日

作成者	愛知県建設部建築局公営住宅課 荒田 洋次
委託者	愛知県知事 大村 秀章
縮尺	1/1500
縮尺	1/1500



登記官

稲葉真

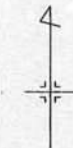
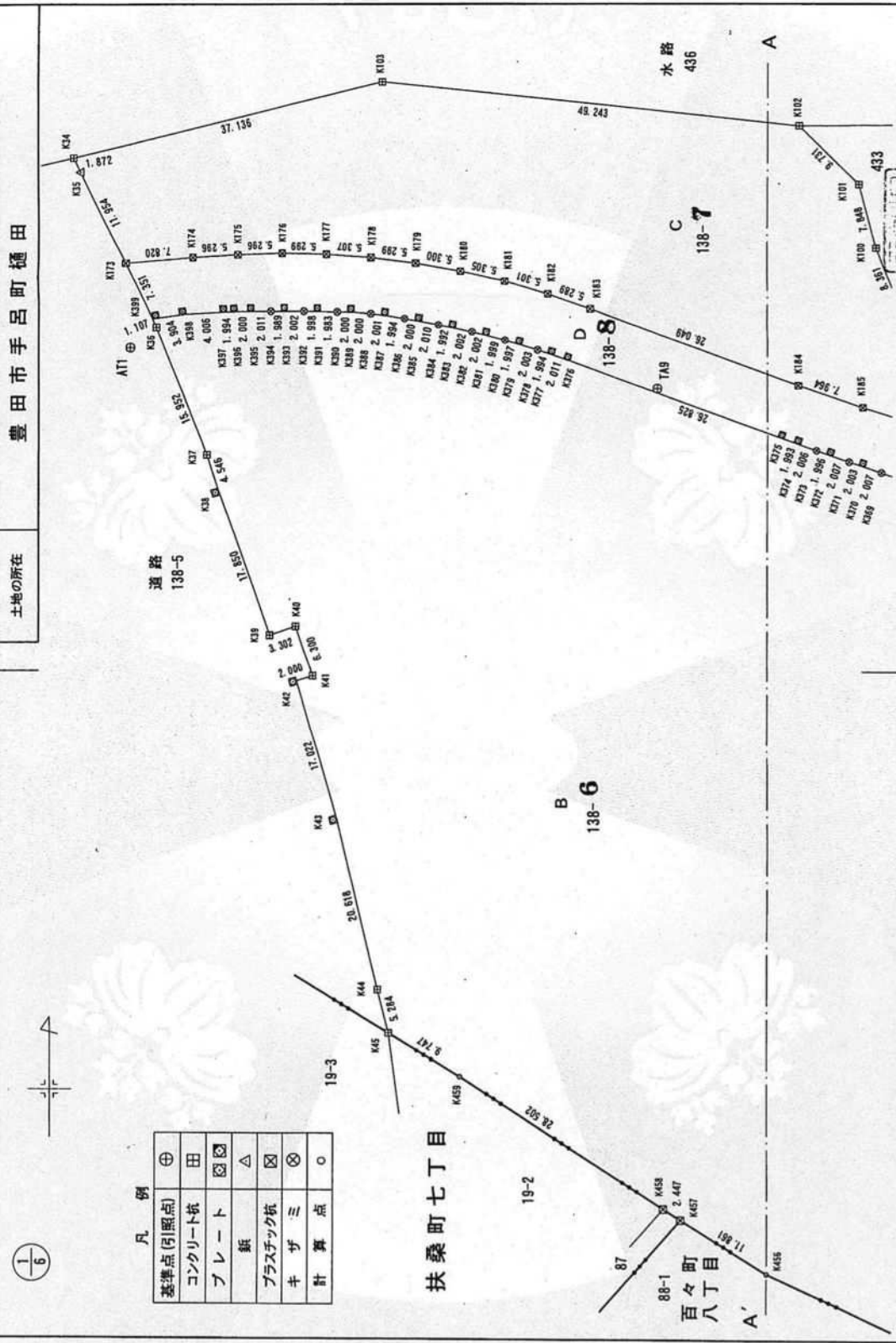
登記年月日：平成28年3月24日

土地所在図
地積測量図

地番 138-1, 138-6, 138-7, 138-8, 138-9

土地の所在 豊田市手呂町樋田

2/14



1/6

凡例

⊕	基準点(引照点)
⊗	コンクリート杭
⊠	プレート
△	鉄
⊠	プラスチック杭
⊗	キザミ
○	計算点

作成者 愛知県建設部建築局公営住宅課 荒田 洋史 (印)	縮尺 1/500	嘱託者 愛知県知事 大村 秀章	縮尺 1/500
------------------------------------	-------------	--------------------	-------------

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

令和2年6月3日

名古屋法務局豊田支局

登記官

稲葉真



公用

請求番号：29-1 (2/14)

登記年月日：平成28年3月24日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和2年6月3日 名古屋法務局豊田支局

公用

登記官

稲葉真

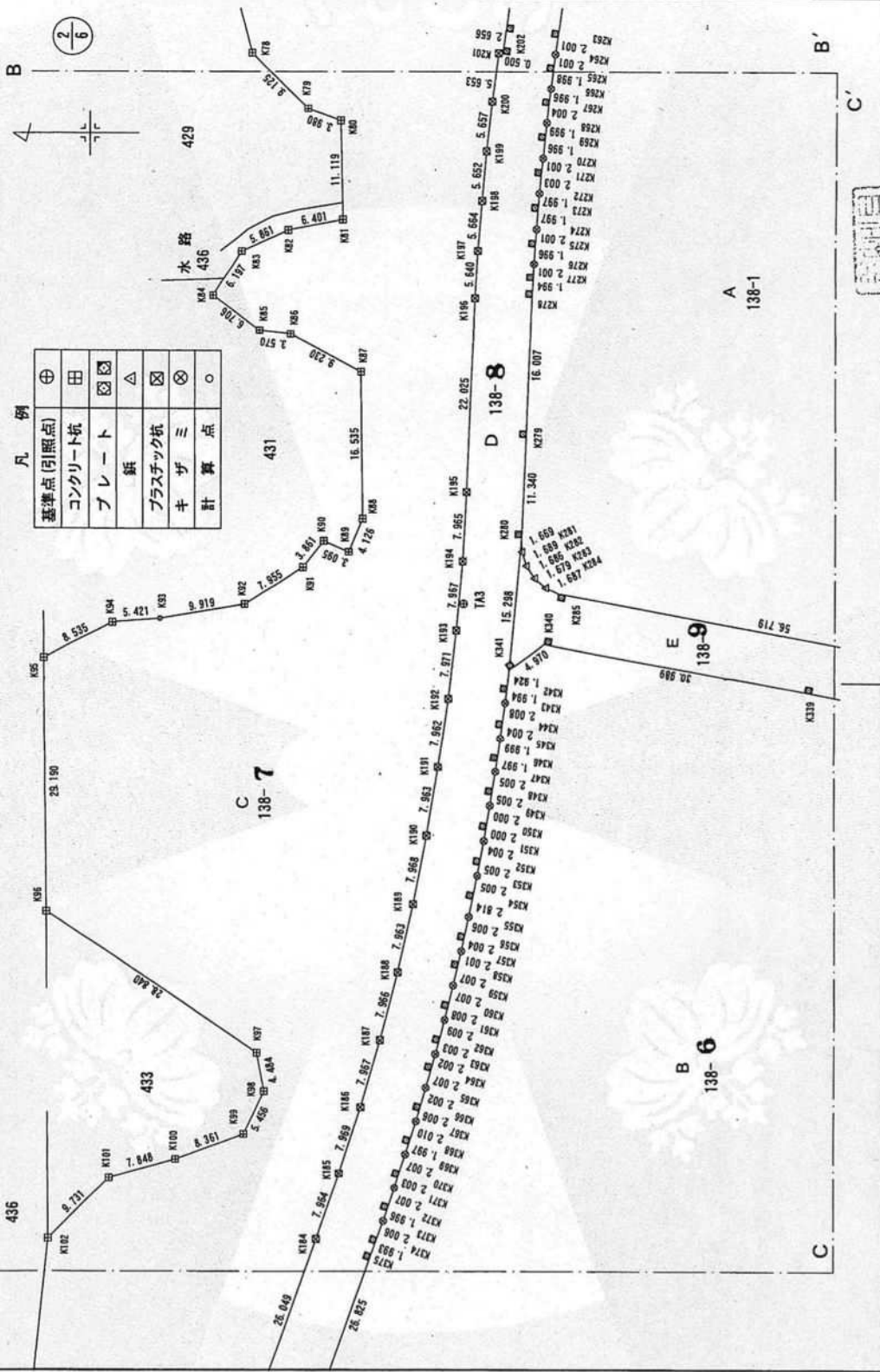


請求番号：29-1

土地所在図
土地積測量図

地番 138-1, 138-6, 138-8, 138-7

土地の所在 豊田市手呂町樋田



凡例

⊕	基準点(引照点)
⊗	コンクリート杭
⊠	プレート
△	鉄
⊠	プラスチック杭
⊗	キザミ
○	計算点

3/14

作成者 荒田 洋史	500 縮尺	愛知県建設部建築局公営住宅課 平成28年2月24日作成	500 縮尺	嘱託者 大村 秀章	500 縮尺
--------------	-----------	--------------------------------	-----------	--------------	-----------



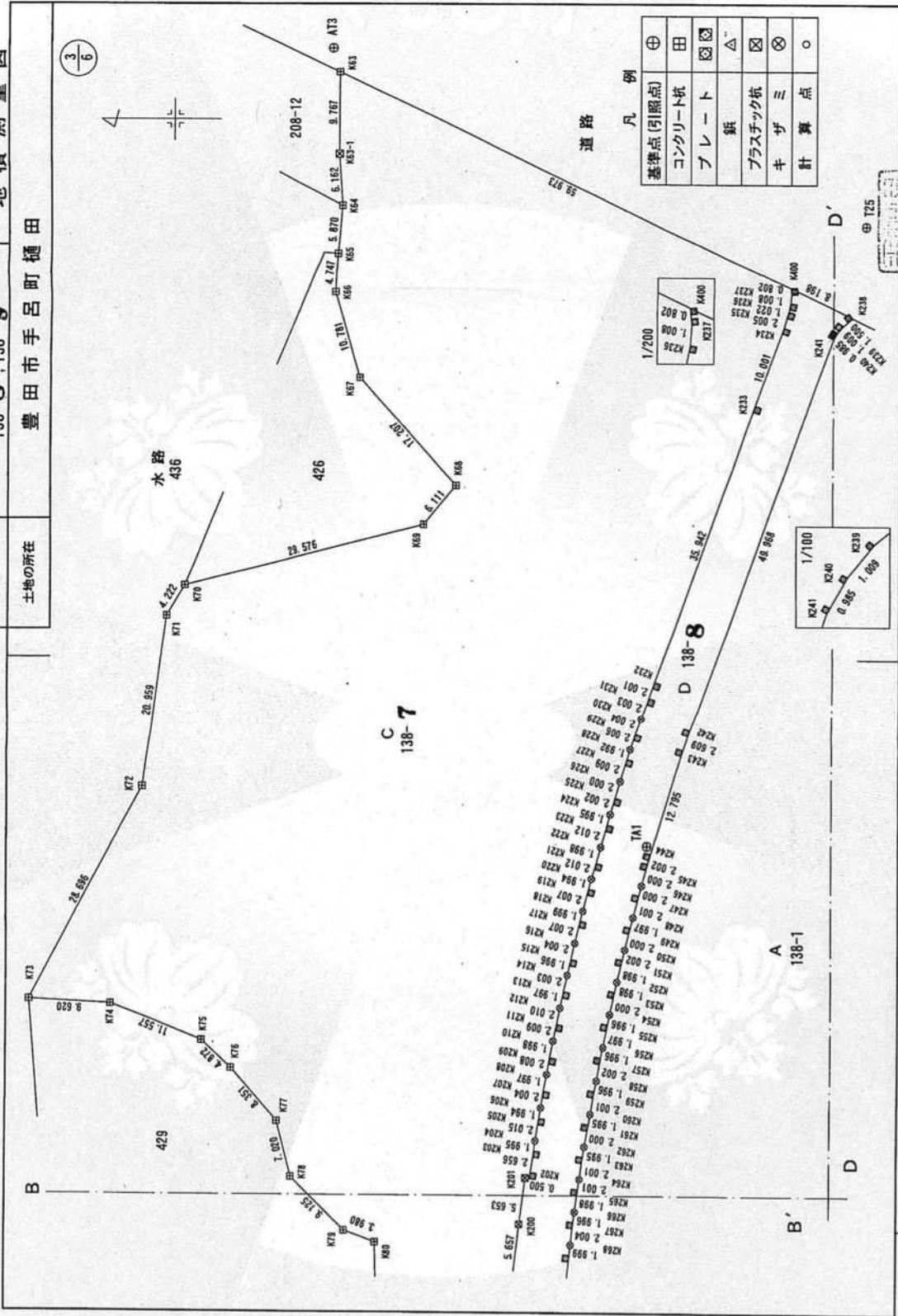
(3/14)

登記年月日：平成28年3月24日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和2年6月3日 名古屋法務局豊田支局 登記官 稲葉真

所在地
土地積測量図

地番
138-1, 138-7, 138-8, 138-9
土地の所在
豊田市手呂町樋田



3/0

道路 凡例

⊕	基準点(引照点)
田	コンクリート軌
⊗	プレート
△	鉄
⊗	プラスチック軌
⊗	キザ
○	計算点

1/200

K236	1.000
K237	0.802
K238	1.000
K239	1.000
K240	1.000
K241	1.000
K242	1.000
K243	1.000
K244	1.000
K245	1.000
K246	1.000
K247	1.000
K248	1.000
K249	1.000
K250	1.000
K251	1.000
K252	1.000
K253	1.000
K254	1.000
K255	1.000
K256	1.000
K257	1.000
K258	1.000
K259	1.000
K260	1.000
K261	1.000
K262	1.000
K263	1.000
K264	1.000
K265	1.000
K266	1.000

1/100

K239	1.000
K240	0.985
K241	0.985
K242	1.000
K243	1.000
K244	1.000
K245	1.000
K246	1.000
K247	1.000
K248	1.000
K249	1.000
K250	1.000
K251	1.000
K252	1.000
K253	1.000
K254	1.000
K255	1.000
K256	1.000
K257	1.000
K258	1.000
K259	1.000
K260	1.000
K261	1.000
K262	1.000
K263	1.000
K264	1.000
K265	1.000
K266	1.000

作成者 愛知県建設部建築局公営住宅課 荒田 洋典 (平成28年2月24日作成)

嘱託者 愛知県知事 大村 秀章

縮尺 1/500

縮尺 1/500

登記年月日：平成28年3月24日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

令和2年6月3日 名古屋法務局豊田支局

登記官

稲葉真



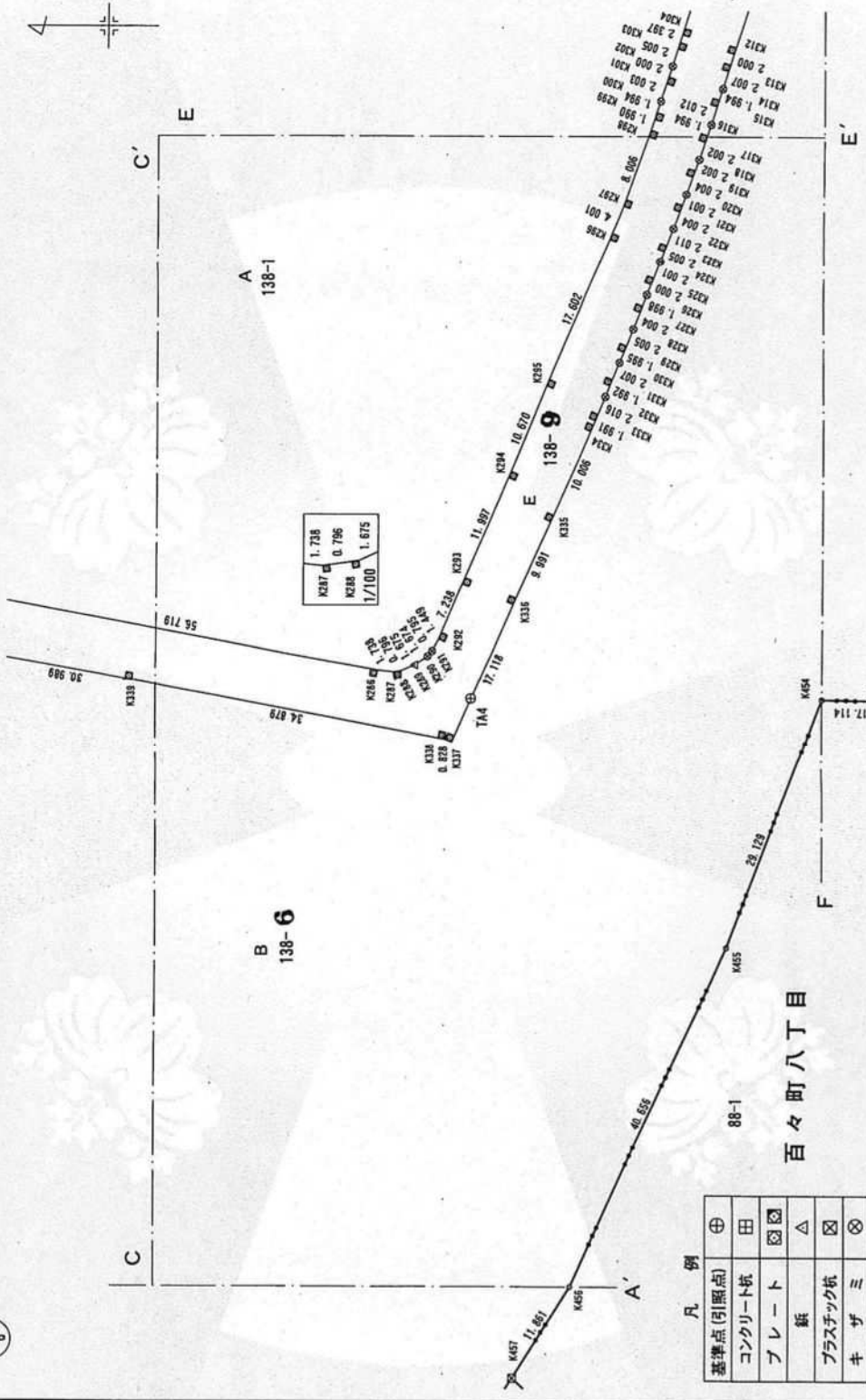
土地所在図
土地積測量図

地番 138-1, 138-6, 138-7, 138-8, 138-9

土地の所在 豊田市手呂町樋田

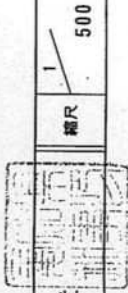
4/6

5/14



凡例

基準点(引張点)	⊕
コンクリート杭	田
プレート	⊗
板	△
プラスチック杭	⊠
牛ザミ	⊗
計算点	○



愛知県知事 大村 秀章

嘱託者

縮尺 1/500

愛知県建設部建築局公営住宅課
荒田 洋史

平成28年2月24日作成

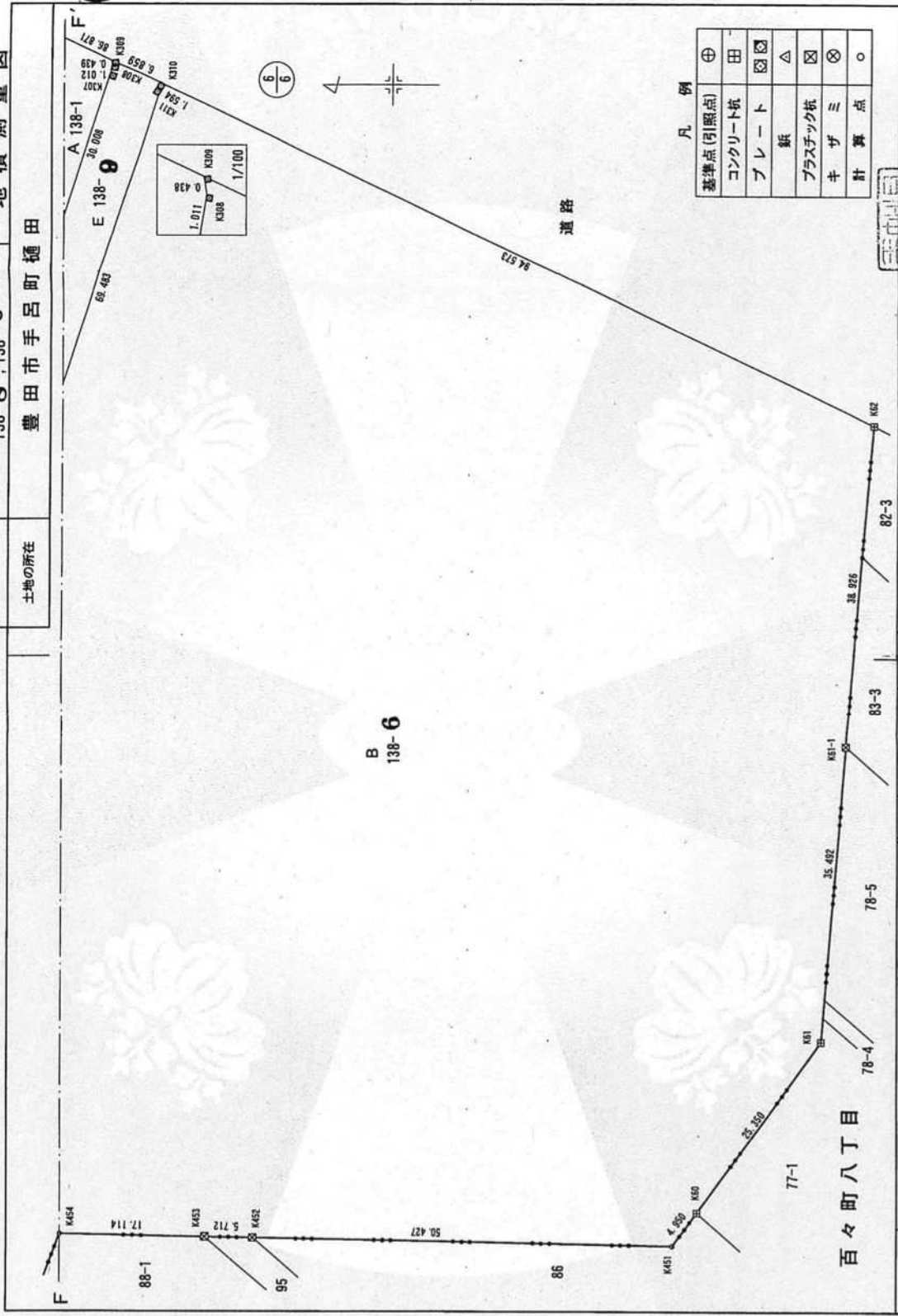
作成者

登記年月日：平成28年3月24日

土地所在図
地積測量図

地番 138-1, 138-6, 138-7, 138-8, 138-9

土地の所在 豊田市手呂町樋田



凡例

基準点(参照点)	⊕
コンクリート杭	田
プレート	⊗
鉄	△
プラスチック杭	⊗
キザ	⊗
計算点	○

愛知県建設部 大村 秀章

嘱託者

縮尺 1/500

愛知県建設部 建築局 公営住宅課
荒田 洋史 (平印) (平成28年2月24日作成)

作成者

公用

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和2年6月3日 名古屋法務局豊田支局 登記官 稲葉真



登記年月日：平成28年3月24日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和2年6月3日 名古屋法務局豊田支局

登記官

稲葉真

138-1, 138-6, 138-7, 138-8, 138-9
豊田市手呂町樋田

地番
土地の所在

土地所在図
地積測量図

豊田手呂町樋田

座標求積表

地番	A	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	距離
K278	-99005.087	2480.028227	3258.907	16.007	16.007
K279	-99004.424	3781.237724	3242.914	11.340	11.340
K280	-99003.921	1492.992270	3231.585	1.669	1.669
K281	-99003.952	-1805.523603	3229.917	1.689	1.689
K282	-99004.480	-4697.189595	3228.309	1.686	1.686
K283	-99005.417	-7131.464470	3226.907	1.679	1.679
K284	-99006.690	-9054.854284	3225.812	1.687	1.687
K285	-99008.224	-184805.195918	3225.109	56.719	56.719
K286	-99063.992	-184839.400702	3214.766	1.738	1.738
K287	-99065.721	-8091.112962	3214.586	0.796	0.796
K288	-99066.509	-7464.526434	3214.697	1.675	1.675
K289	-99068.043	-9324.573000	3215.370	1.674	1.674
K290	-99069.409	-6027.417412	3216.338	0.795	0.795
K291	-99069.917	-3837.820157	3216.949	1.449	1.449
K292	-99070.602	-11456.884560	3218.226	7.238	7.238
K293	-99073.471	-24434.824836	3224.868	11.997	11.997
K294	-99078.179	-28611.872010	3235.905	10.670	10.670
K295	-99082.319	-3245.739	3245.739	17.602	17.602
K296	-99089.206	-27305.682998	3261.938	4.001	4.001
K297	-99090.690	-13634.105450	3265.654	8.006	8.006
K298	-99093.381	-3273.194	3273.194	1.990	1.990
K299	-99094.022	-4182.274606	3275.078	1.994	1.994
K300	-99094.658	-4142.087552	3276.968	2.003	2.003
K301	-99095.286	-4078.914280	3278.870	2.000	2.000
K302	-99095.902	-4045.193109	3280.773	2.005	2.005
K303	-99096.519	-4369.248411	3282.681	2.397	2.397
K304	-99097.233	-37166.139266	3284.969	35.473	35.473
K305	-99107.833	-38674.221113	3318.821	4.022	4.022
K306	-99108.886	-33542.367875	3322.703	30.008	30.008
K307	-99117.958	-30935.914917	3351.307	1.012	1.012
K308	-99118.117	-321.821376	3352.306	0.439	0.439
K309	-99118.054	263049.274920	3352.740	86.871	86.871
借面積					
地積					
13271.26 m ²					

作成者 荒田 洋史

愛知県建設部建築局公営住宅課

平成28年2月24日作成

確認者

愛知県知事 大村 秀章

縮尺

座標求積表

地番	A	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	距離
K238	-99039.659	3390.168	269694.644736	1.500	1.500
K239	-99038.502	3389.213	6124.307891	1.009	1.009
K240	-99037.852	3388.441	3862.822740	0.985	0.985
K241	-99037.362	3387.587	58632.355796	49.968	49.968
K242	-99020.544	3340.534	58950.403498	2.609	2.609
K243	-99019.715	3338.060	15488.598400	12.795	12.795
K244	-99015.904	3325.846	14477.407638	2.002	2.002
K245	-99015.362	3323.919	3543.297654	2.000	2.000
K246	-99014.838	3321.989	3424.970659	2.000	2.000
K247	-99014.331	3320.054	3376.494918	2.001	2.001
K248	-99013.821	3318.119	3314.800881	1.997	1.997
K249	-99013.332	3316.183	3186.851863	2.000	2.000
K250	-99012.860	3314.239	3115.884660	2.002	2.002
K251	-99012.392	3312.292	3070.494684	1.998	1.998
K252	-99011.933	3310.347	2956.139871	1.998	1.998
K253	-99011.469	3308.397	2815.445847	2.000	2.000
K254	-99011.002	3306.441	2714.588061	1.996	1.996
K255	-99010.678	3304.486	2630.370856	1.997	1.997
K256	-99010.286	3302.528	2569.366784	1.996	1.996
K257	-99009.900	3300.570	2495.230920	2.002	2.002
K258	-99009.530	3298.602	2361.799032	1.996	1.996
K259	-99009.184	3296.636	2251.602388	2.001	2.001
K260	-99008.847	3294.664	2177.772904	1.995	1.995
K261	-99008.523	3292.695	2127.080970	2.000	2.000
K262	-99008.201	3290.721	2030.374857	1.995	1.995
K263	-99007.906	3288.748	1900.896344	2.001	2.001
K264	-99007.623	3286.767	1811.008617	2.001	2.001
K265	-99007.355	3284.784	1734.365952	1.998	1.998
K266	-99007.095	3282.803	1661.098318	1.996	1.996
K267	-99006.849	3280.822	1548.547984	2.004	2.004
K268	-99006.623	3278.831	1442.685640	1.999	1.999
K269	-99006.409	3276.843	1353.336159	1.996	1.996
K270	-99006.210	3274.857	1273.919373	2.001	2.001
K271	-99006.020	3272.865	1217.505780	2.003	2.003
K272	-99005.838	3270.870	1112.095800	1.997	1.997
K273	-99005.680	3268.879	993.739216	1.997	1.997
K274	-99005.534	3266.887	911.461473	2.001	2.001
K275	-99005.401	3264.890	812.957610	1.996	1.996
K276	-99005.285	3262.897	704.785752	2.001	2.001
K277	-99005.185	3260.899	645.658002	1.994	1.994

作成者

愛知県建設部建築局公営住宅課

平成28年2月24日作成

確認者

愛知県知事 大村 秀章

縮尺

登記年月日：平成28年3月24日

公用

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和2年6月3日

名古屋法務局豊田支局

登記官

稲葉真



土地積測量図

138-1, 138-6, 138-7, 138-8, 138-9

豊田市手呂町樋田

地番

土地の所在

座標求積表

Table with columns: 地番, 測点, Xn, Yn, (Xn+1 - Xn-1)Yn, 距離. Contains data for plots B 138-6 and B 138-7.

座標求積表

Table with columns: 地番, 測点, Xn, Yn, (Xn+1 - Xn-1)Yn, 距離. Contains data for plots B 138-6 and B 138-8.

作成者 愛知県建設部建築局公営住宅課

荒田 洋史

平成28年2月24日作成

縮尺

確認者

愛知県知事 大村 秀章

縮尺



登記年月日：平成28年3月24日

公用

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和2年6月3日 名古屋法務局豊田支局 登記官 稲葉真

土地積測量図
所在地
138-1, 138-6, 138-7, 138-8, 138-9
豊田市手呂町樋田

土地の所在

座標求積表

地番 測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
K75	-98962.008	3303.213	-47404.409763	4.872
K76	-98965.627	3299.951	-30333.149592	8.351
K77	-98971.200	3293.731	-24284.678653	7.020
K78	-98973.000	3286.946	-27044.991688	9.125
K79	-98979.428	3280.470	-33323.014260	3.980
K80	-98983.158	3279.081	-13247.487240	11.119
K81	-98983.468	3267.966	19542.456680	6.401
K82	-98977.178	3266.778	37943.626470	5.861
K83	-98971.853	3264.329	28086.286716	6.197
K84	-98968.574	3259.071	-6821.235603	6.706
K85	-98973.946	3255.057	-29025.343269	3.570
K86	-98977.491	3254.639	-37945.836101	9.230
K87	-98985.605	3250.239	-27009.486090	16.535
K88	-98985.801	3233.705	4465.746605	4.126
K89	-98984.224	3229.892	14240.593828	3.095
K90	-98981.392	3231.140	16801.928000	3.861
K91	-98979.024	3228.090	29330.495740	7.955
K92	-98972.306	3223.830	53180.299680	9.919
K93	-98962.528	3222.163	48918.878666	5.421
K94	-98957.124	3221.732	41615.112244	8.535
K95	-98949.611	3217.682	23096.521396	29.190
K96	-98949.946	3188.494	-77534.608598	28.840
K97	-98973.928	3172.475	-76921.660575	4.484
K98	-98974.823	3168.081	4736.281095	5.466
K99	-98972.433	3163.176	32349.800952	8.361
K100	-98964.596	3160.263	48671.210463	7.848
K101	-98957.032	3158.172	45326.084544	9.731
K102	-98950.244	3151.200	37552.850400	49.243
K103	-98945.115	3102.225	-11450.312475	37.136
倍面積				22759.221924
面積				11379.610742
地積				11379.61
				m

座標求積表

地番 測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
K211	-99004.709	3305.251	-2667.337557	2.010
K212	-99005.114	3307.220	-2731.763720	1.997
K213	-99005.535	3309.172	-2829.342060	2.003
K214	-99005.969	3311.127	-2903.858379	1.996
K215	-99006.412	3313.073	-2978.452627	2.004
K216	-99006.868	3315.024	-3066.287344	2.007
K217	-99007.343	3316.974	-3187.612014	1.999
K218	-99007.829	3318.913	-3282.404957	2.007
K219	-99008.332	3320.856	-3360.706272	1.994
K220	-99008.841	3322.784	-3459.018144	2.012
K221	-99009.373	3324.724	-3554.129956	1.998
K222	-99009.910	3326.648	-3629.372968	2.012
K223	-99010.464	3328.582	-3737.997586	1.995
K224	-99011.033	3330.494	-3826.737606	2.002
K225	-99012.200	3334.322	-3961.174536	2.000
K226	-99012.613	3332.410	-3888.922470	2.009
K227	-99012.801	3336.239	-4056.866624	1.992
K228	-99013.416	3338.134	-4165.991232	2.006
K229	-99014.049	3340.038	-4268.568564	2.004
K230	-99014.684	3341.935	-4364.567110	2.003
K231	-99015.355	3343.826	-4450.632406	2.001
K232	-99016.025	3345.711	-42687.926649	35.942
K233	-99028.114	3379.559	-52251.361699	10.001
K234	-99031.486	3388.974	-13389.836274	2.005
K235	-99032.065	3390.894	-2648.286214	1.022
K236	-99032.267	3391.896	-922.595712	1.008
K237	-99032.337	3392.902	20.357412	0.802
K400	-99032.261	3393.700	18328.358900	59.973
K63	-98978.140	3419.539	185185.134546	9.767
K63-1	-98978.106	3409.772	-1196.829972	6.162
K64	-98978.481	3403.622	367.591176	5.870
K65	-98977.998	3397.773	2708.025081	4.747
K66	-98977.694	3393.036	-9225.664884	10.781
K67	-98980.717	3382.687	-49278.984216	17.207
K68	-98992.262	3369.928	-25854.087616	6.111
K69	-98988.389	3365.201	109510.370942	29.576
K70	-98959.720	3357.934	103454.588606	4.222
K71	-98957.580	3354.294	16536.669420	20.959
K72	-98954.790	3333.522	53039.666542	28.696
K73	-98941.669	3308.001	11624.315514	9.620
K74	-98951.276	3307.502	-67271.283178	11.557

作成者

愛知県建設部建築局公営住宅課
荒田 洋史

縮尺

平成28年2月24日作成

購託者

愛知県知事 大村 秀章

縮尺

登記年月日：平成28年3月24日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和2年6月3日 名古屋法務局豊田支局

登記官

稲葉真

作成者

愛知県建設部建築局公営住宅課
荒田 洋史

平成28年2月24日作成

嘱托者

愛知県知事 大村 秀章

縮尺

138-1, 138-6, 138-7, 138-8, 138-9
豊田市手呂町樋田
土地積測量図



座標求積表

地番 測点	D 138-8 Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
K357	-98997.224	3184.033	-2795.580974	2.004
K356	-98997.658	3185.989	-2730.392573	2.006
K355	-98998.081	3187.950	-3143.318700	2.814
K354	-98998.644	3190.707	-3021.599529	2.005
K353	-98999.028	3192.675	-2439.203700	2.005
K352	-98999.408	3194.644	-2354.452628	2.004
K351	-98999.785	3196.616	-2247.221048	2.000
K350	-99000.111	3198.586	-2181.435652	2.000
K349	-99000.447	3200.558	-2105.967164	2.005
K348	-99000.789	3202.537	-2004.788162	2.005
K347	-99001.073	3204.519	-1916.302362	1.997
K346	-99001.367	3206.494	-1834.114568	1.999
K345	-99001.645	3208.474	-1745.409856	2.004
K344	-99001.911	3210.460	-1679.070580	2.008
K343	-99002.168	3212.451	-1612.650402	1.994
K342	-99002.413	3214.430	-1449.707930	1.924
K341	-99002.619	3216.343	-4850.245244	15.298
K280	-99003.921	3231.585	-5833.010925	11.340
K279	-99004.424	3242.914	-3781.237724	16.007
K278	-99005.087	3258.907	-2480.028227	1.994
K277	-99005.185	3260.899	-645.658002	2.001
K276	-99005.285	3262.897	-704.785752	1.996
K275	-99005.401	3264.890	-612.957610	2.001
K274	-99005.534	3266.887	-911.461473	1.997
K273	-99005.680	3268.879	-993.739216	1.997
K272	-99005.838	3270.870	-993.739216	1.997
K271	-99006.020	3272.865	-1112.095800	2.003
K270	-99006.210	3274.857	-1217.505760	2.001
K269	-99006.409	3276.843	-1273.919373	1.996
K268	-99006.623	3278.831	-1353.336159	1.999
K267	-99006.849	3280.822	-1442.685640	2.004
K266	-99007.095	3282.803	-1548.547984	1.996
K265	-99007.355	3284.784	-1661.098318	1.998
K264	-99007.623	3286.767	-1734.365952	2.001
K263	-99007.906	3288.748	-1811.008617	2.001
K262	-99008.201	3290.721	-1900.866344	1.995
K261	-99008.523	3292.695	-2030.374857	2.000
K260	-99008.847	3294.664	-2127.080970	1.995
K259	-99009.184	3296.636	-2177.77904	2.001
K258	-99009.530	3298.602	-2251.602388	1.996
K257	-99009.900	3300.570	-2361.799032	2.002
K256	-99010.285	3302.528	-2495.230920	1.996
K255	-99010.678	3304.486	-2569.366784	1.997
			-2630.370856	1.996

縮尺

座標求積表

地番 測点	D 138-8 Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
K399	-98973.156	3075.040	-18785.419360	3.904
K398	-98972.592	3078.903	2416.938855	4.006
K397	-98972.371	3082.903	915.622191	1.994
K396	-98972.295	3084.896	348.592428	2.000
K395	-98972.258	3086.896	154.344800	2.011
K394	-98972.245	3088.907	49.422512	1.989
K393	-98972.242	3090.896	-40.181648	2.002
K392	-98972.258	3092.898	-142.273308	1.998
K391	-98972.288	3094.896	-188.788656	1.983
K390	-98972.319	3096.879	-291.106626	2.000
K389	-98972.382	3098.878	-672.456526	2.000
K388	-98972.556	3100.872	-1255.853160	2.001
K387	-98972.787	3102.857	-1818.274202	1.994
K386	-98973.122	3104.823	-2111.279640	2.000
K385	-98973.467	3106.793	-2233.784167	2.010
K384	-98973.841	3108.768	-2337.793536	1.992
K383	-98974.219	3110.724	-2507.243544	2.002
K382	-98974.647	3112.680	-2773.397880	2.002
K381	-98975.110	3114.628	-3039.876928	1.999
K380	-98975.623	3116.560	-3297.320480	1.997
K379	-98976.168	3118.481	-3505.172644	2.003
K378	-98976.747	3120.399	-3741.358401	1.994
K377	-98977.367	3122.294	-3993.414026	2.011
K376	-98978.026	3124.194	-30479.636664	26.825
K375	-98987.123	3149.429	-30766.771901	1.993
K374	-98987.795	3151.305	-4178.630430	2.006
K373	-98988.449	3153.201	-4108.620903	1.996
K372	-98989.098	3155.089	-4051.134276	2.007
K371	-98989.733	3156.993	-3936.770271	2.003
K370	-98990.345	3158.900	-3853.858000	2.007
K369	-98990.953	3160.813	-3818.262104	1.997
K368	-98991.553	3162.718	-3747.820830	2.010
K367	-98992.138	3164.641	-3645.666432	2.006
K366	-98992.705	3166.565	-3533.866540	2.002
K365	-98993.254	3168.490	-3447.317120	2.007
K364	-98993.793	3170.423	-3392.352610	2.002
K363	-98994.324	3172.353	-3350.004768	2.003
K362	-98994.849	3174.286	-3240.946006	2.009
K361	-98995.345	3176.233	-3115.884573	2.008
K360	-98995.830	3178.182	-3079.658358	2.007
K359	-98996.314	3180.130	-3021.123500	2.007
K358	-98996.780	3182.082	-2895.694620	2.001

縮尺

登記年月日：平成28年3月24日

公用

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和2年6月3日 名古屋法務局豊田支局

登記官

稲葉真



138-1, 138-6, 138-7, 138-8, 138-9
豊田市手呂町樋田
土地積測量図

土地の所在
豊田 手呂町 樋田

座標求積表

地番	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
K212	-99005.114	3307.220	2731.763720	2.010
K211	-99004.709	3305.251	2667.337557	2.009
K210	-99004.307	3303.283	2576.560740	1.998
K209	-99003.929	3301.321	2459.484145	2.008
K208	-99003.562	3299.347	2359.031105	1.997
K207	-99003.214	3297.361	2248.813842	2.004
K206	-99002.880	3295.405	2165.081085	1.994
K205	-99002.557	3293.437	2008.996570	2.015
K204	-99002.270	3291.443	1876.122510	1.995
K203	-99001.987	3289.468	1767.759412	2.056
K202	-99001.611	3286.839	1626.836769	0.500
K201	-99001.116	3286.909	1383.733708	5.653
K200	-99000.399	3281.302	4429.757700	5.657
K199	-98999.766	3275.681	3583.595014	5.652
K198	-98999.305	3270.048	2923.422912	5.664
K197	-98998.872	3264.401	2334.046715	5.640
K196	-98998.590	3258.768	1801.767104	22.025
K195	-98997.644	3236.763	4418.161495	7.967
K194	-98997.225	3228.809	3474.198484	7.963
K193	-98996.568	3220.869	4940.813046	7.971
K192	-98995.691	3212.946	6425.892000	7.962
K191	-98994.568	3205.064	7852.406800	7.963
K190	-98993.241	3197.212	9076.884668	7.968
K189	-98991.729	3189.389	10410.165696	7.966
K188	-98989.977	3181.621	11851.538225	7.967
K187	-98988.004	3173.903	13193.914771	7.967
K186	-98985.820	3166.241	14526.713708	7.969
K185	-98983.416	3158.643	15780.560428	7.964
K184	-98980.824	3151.113	16960.501556	26.049
K183	-98972.004	3126.603	33091.966162	5.289
K182	-98970.240	3121.617	10285.728015	5.301
K181	-98968.709	3116.542	8854.637134	5.305
K180	-98967.463	3111.385	6885.495005	5.300
K179	-98965.496	3106.174	5094.125380	5.299
K178	-98965.823	3100.918	3311.780424	5.307
K177	-98965.428	3095.626	1550.908626	5.299
K176	-98965.322	3090.328	-169.968040	5.296
K175	-98965.483	3085.034	-1557.942170	5.296
K174	-98965.827	3079.749	-3079.749000	7.820
K173	-98966.483	3071.957	-22514.372853	7.351
倍面積				4181.639445
面積				2090.8177225
地積				2090.81

作成者 愛知県建設部建築局公営住宅課 荒田 洋史 (平成28年2月24日作成)

縮尺



地番	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
K254	-99011.082	3306.441	-2714.588061	2.000
K253	-99011.499	3308.397	-2815.445847	1.998
K252	-99011.933	3310.347	-2956.139871	1.998
K251	-99012.392	3312.292	-3070.494684	2.002
K250	-99012.860	3314.239	-3115.384660	2.000
K249	-99013.332	3316.183	-3186.851863	1.997
K248	-99013.821	3318.119	-3314.800981	2.001
K247	-99014.331	3320.054	-3376.494918	2.000
K246	-99014.838	3321.989	-3424.970659	2.000
K245	-99015.362	3323.919	-3543.297654	2.002
K244	-99015.904	3325.846	-14477.407638	12.795
K243	-99019.715	3338.060	-15488.598400	2.609
K242	-99020.544	3340.534	-58950.403498	49.968
K241	-99037.362	3387.587	-58632.355796	0.985
K240	-99037.852	3388.441	-3862.822740	1.009
K239	-99038.502	3389.213	-6124.307891	1.500
K238	-99039.659	3390.168	21158.038488	8.198
K400	-99032.261	3393.700	24648.671400	0.802
K237	-99032.337	3392.902	-20.357412	1.008
K236	-99032.267	3391.896	922.595712	1.022
K235	-99032.065	3390.894	2648.288214	2.005
K234	-99031.486	3388.974	13389.832274	10.001
K233	-99028.114	3379.559	52251.361699	35.942
K232	-99016.025	3345.711	42687.926649	2.001
K231	-99015.355	3343.826	4450.632406	2.003
K230	-99014.694	3341.935	4364.567110	2.004
K229	-99014.049	3340.038	4268.568564	2.006
K228	-99013.416	3338.134	4165.991232	1.992
K227	-99012.801	3336.239	4056.866624	2.009
K226	-99012.200	3334.322	3951.174556	2.000
K225	-99011.613	3332.410	3888.922470	2.002
K224	-99011.033	3330.494	3826.737606	1.995
K223	-99010.464	3328.582	3737.997586	2.012
K222	-99009.910	3326.648	3629.372968	1.998
K221	-99009.373	3324.724	3554.129956	2.012
K220	-99008.841	3322.784	3459.018144	1.994
K219	-99008.322	3320.856	3366.706272	2.007
K218	-99007.829	3318.913	3282.404957	1.999
K217	-99007.343	3316.974	3187.612014	2.007
K216	-99006.868	3315.024	3086.287344	2.004
K215	-99006.412	3313.073	2978.456677	1.996
K214	-99005.969	3311.127	2903.858379	2.003
K213	-99005.535	3309.172	2829.342060	1.997

嘱托者 愛知県知事 大村 秀章

縮尺



登記年月日：平成28年3月24日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和2年6月3日 名古屋法務局豊田支局 登記官 稲葉真

土地積測量図

138-1, 138-6, 138-7, 138-8, 138-9

豊田市手呂町樋田

地番
土地の所在



座標求積表

地番 測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
K301	-99095.286	3278.870	4078.914280	2.003
K300	-99094.658	3276.968	4142.087552	1.994
K299	-99094.022	3275.078	4182.274606	1.990
K298	-99093.381	3273.194	10906.282408	8.006
K297	-99090.690	3265.654	13634.105450	4.001
K296	-99089.206	3261.938	27305.682998	17.602
K295	-99082.319	3245.739	35790.763953	10.670
K294	-99078.179	3235.905	28611.872010	11.997
K293	-99073.477	3224.868	24434.824836	7.238
K292	-99070.602	3218.228	11456.884560	1.449
K291	-99069.917	3216.949	3837.820157	0.795
K290	-99069.409	3216.338	6027.417412	1.674
K289	-99068.043	3215.370	9324.573000	1.675
K288	-99066.509	3214.697	7464.526434	0.796
K287	-99065.721	3214.586	8091.112952	1.738
K286	-99063.992	3214.766	184839.400702	56.719
K285	-99008.224	3225.109	184805.195918	1.687
K284	-99006.690	3225.812	9054.854284	1.679
K283	-99005.417	3226.907	7131.464470	1.686
K282	-99004.480	3228.309	4697.189595	1.688
K281	-99003.962	3229.917	1805.523603	1.669
K280	-99003.921	3231.585	4340.018655	15.298
倍面積				2678.417780
面積				1339.2088900
地積				1339.20
				m ²

座標求積表

地番 測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
K341	-99002.619	3216.343	-8658.395356	4.970
K340	-99006.613	3218.301	-110937.112460	30.989
K339	-99037.079	3213.634	-208124.578742	34.879
K338	-99071.376	3207.290	-112450.794690	0.828
K337	-99072.140	3206.971	-24639.158193	17.118
K336	-99079.059	3222.628	-35329.670764	9.991
K335	-99083.103	3231.764	-26119.116648	10.006
K334	-99087.141	3240.919	-15679.566122	1.991
K333	-99087.941	3242.742	-5198.115426	2.016
K332	-99088.744	3244.591	-5116.720007	1.992
K331	-99089.518	3246.426	-5025.467448	2.007
K330	-99090.292	3248.278	-5008.844676	1.995
K329	-99091.060	3250.119	-4927.180404	2.005
K328	-99091.808	3251.979	-4858.456626	2.004
K327	-99092.554	3253.839	-4822.189398	1.998
K326	-99093.290	3255.697	-4776.107499	2.000
K325	-99094.021	3257.559	-4720.202991	2.001
K324	-99094.739	3259.427	-4657.721183	2.005
K323	-99095.450	3261.302	-4598.458220	2.011
K322	-99096.149	3263.188	-4558.673636	2.004
K321	-99096.847	3265.066	-4502.526014	2.001
K320	-99097.528	3266.948	-4433.248436	2.004
K319	-99098.204	3268.835	-4344.281715	2.002
K318	-99098.857	3270.727	-4271.569462	2.002
K317	-99099.510	3272.620	-4251.133380	1.994
K316	-99100.156	3274.506	-4197.916692	2.012
K315	-99100.792	3276.415	-4095.518750	1.994
K314	-99101.406	3278.312	-4012.653888	2.007
K313	-99102.016	3280.224	-3982.191936	2.000
K312	-99102.620	3282.131	-70171.960780	69.483
K311	-99123.396	3348.435	-72406.558440	1.594
K310	-99124.244	3349.785	17894.551470	6.859
K309	-99118.054	3352.740	20542.237980	0.439
K308	-99118.117	3352.306	321.821376	1.012
K307	-99117.958	3351.307	30835.914917	30.008
K306	-99108.886	3322.703	33642.367875	4.022
K305	-99107.833	3318.821	38674.221113	35.473
K304	-99097.233	3284.969	37166.139266	2.397
K303	-99096.519	3282.681	4369.248411	2.005
K302	-99095.902	3280.773	4045.193109	2.000

作成者
荒田 洋史

愛知県建設部建築局公営住宅課
平成28年2月24日作成

縮尺

嘱托者
大村 秀章

愛知県知事

縮尺

登記年月日：令和4年8月16日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
 令和4年8月22日 名古屋法務局豊田支局 登記官 大古清志

土地積測量図

地番 19-2

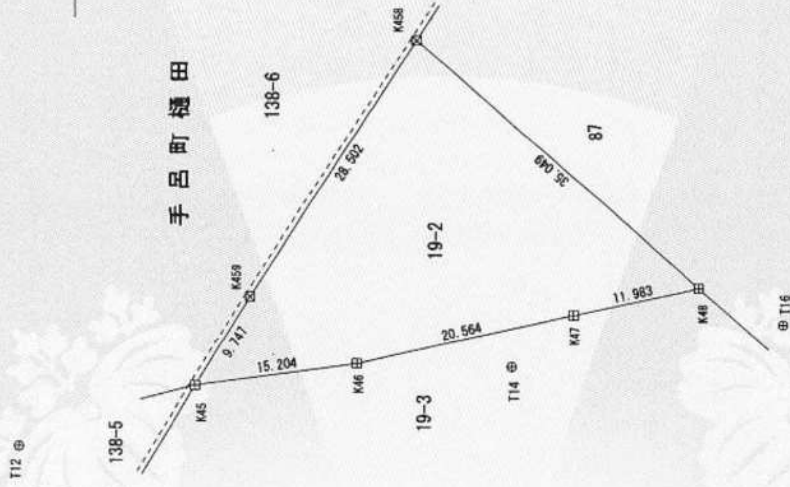
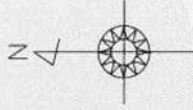
土地の所在 豊田市扶桑町七丁目

地番	測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
19-2	K45	-99057.117	3103.099	-30928.587733	15.204
	K46	-99072.183	3105.144	-109061.972712	20.564
	K47	-99092.240	3109.680	-98778.985200	11.983
	K48	-99103.948	3112.231	45466.582679	35.049
	K458	-99077.631	3135.380	130845.678160	28.502
	K459	-99062.216	3111.406	63827.382684	9.747
			積面積	1370.097878	
			地積	685.04	m
			坪数	685.04	
				207.22	

基準点座標

測点名	X座標	Y座標	備考
大 堂	-96216.908	3405.019	四等三角点
平井小学校	-99481.498	2650.662	四等三角点
1022A	-99974.354	3288.095	街区三角点
T12	-99040.618	3097.480	多角点
T14	-99096.541	3104.854	多角点
T16	-99111.806	3108.821	多角点

測地系	世界測地系
平面直角座標系の記号	VI
測定の年月日	令和4年7月16日



凡 例

基準点(引照点)	⊕
コンクリート杭	田
プラスチック杭	⊗
旗	△



愛知県豊田久手市岩作野ノ本34番地1
 土地家屋調査士 松原純二
 (令和4年7月16日作成)

作成者

愛知県知事 大村 秀章

嘱託者

縮尺 500

登記年月日：平成27年3月5日

公用

図面所在地

地番	86
土地の所在	豊田市百々町八丁目

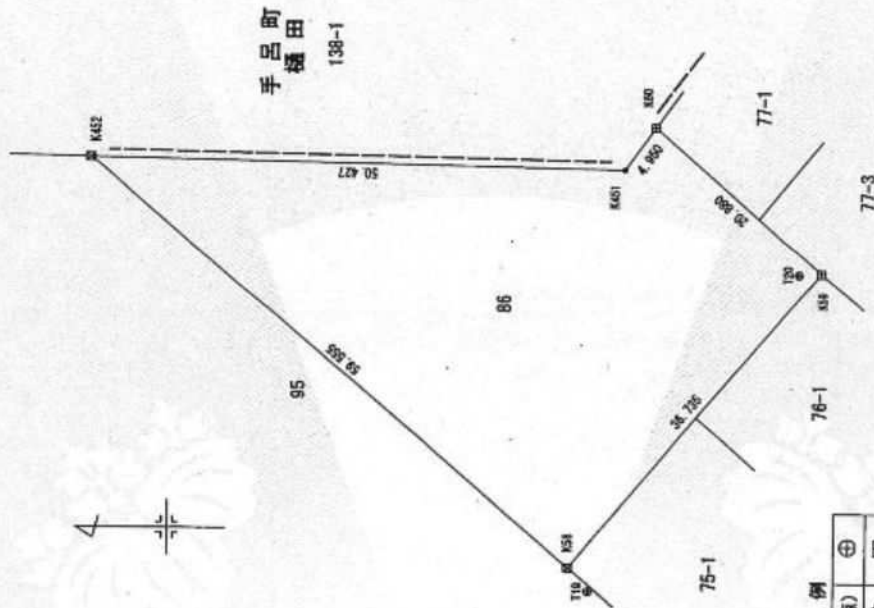
座標求積表

地番	86	Xn	Yn	$(X_{n+1} - X_n) \cdot Y_n$	距離
K58	-99180.597	3172.607	-219100.239420	36.735	
K59	-99204.354	3200.618	-25700.962540	20.880	
K60	-99189.627	3214.341	59921.744922	4.950	
K451	-99185.722	3210.333	171184.566559	50.427	
K452	-99135.304	3211.277	16457.794625	59.555	
		借入積	2762.924146		
		面積	1381.4620730		
		地積	1381.46	m ²	

基準点座標

測点名	X座標	Y座標	備考
大蔵	-99216.908	3405.019	四等三角点
平井小字坊	-99481.408	2650.082	四等三角点
1022A	-99974.354	3282.095	街区三角点
A11	-99976.475	3072.460	多角点
A12	-99218.137	3306.939	多角点
A13	-99977.363	3422.626	多角点
T18	-99182.500	3170.380	多角点
T20	-99202.251	3200.500	多角点

測地系	世界測地系
平面直角座標系の記号	VII
測量の年月日	平成26年12月26日



凡例

基準点(引張点)	⊕
コンクリート杭	田
プレート	⊗
鉄	△
プラスチック杭	⊗
計算点	○

作成者	愛知県建設部建築局公営住宅課 津島 雅人	縮尺	1/500
確認者	愛知県知事 大村 秀章	縮尺	1/500
測量の年月日	平成27年2月18日(作成)		

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和2年6月3日 名古屋法務局豊田支局 登記官 稲葉 真



登記年月日：平成27年3月5日

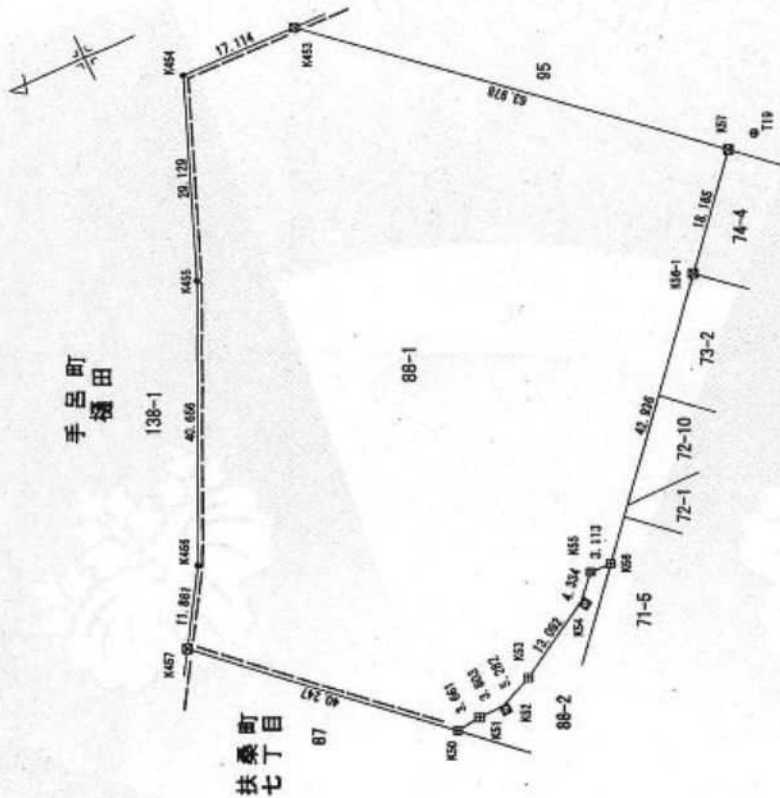
公用

これは裏面に記録されている内容を証明した裏面である。
 令和2年6月3日 名古屋法務局豊田支局 登記官 稲葉真

土地積測量図

地番 88-1

土地の所在 豊田市百々町八丁目



座標求積表

地番	測点	Xn	Yn	$\sum(X_{n+1} - X_n - 1)Y_n$	面積
88-1	K50	-99109.116	3110.791	-106135.403427	3.661
	K51	-99112.751	3111.229	-23135.098944	3.803
	K52	-99116.552	3111.347	-76903.817509	5.282
	K53	-99121.398	3113.449	-50138.962696	13.082
	K54	-99132.656	3120.131	-44199.715746	4.334
	K55	-99135.564	3123.345	-18802.536900	3.113
	K56	-99138.076	3123.263	-96574.415223	42.936
	K57	-99166.485	3155.976	-124884.594224	18.185
	K453	-99178.250	3169.842	116941.811064	63.978
	K454	-99129.593	3211.394	211206.302812	17.114
	K455	-99102.188	3184.463	86782.985676	40.656
	K456	-99085.230	3147.503	73066.134642	11.861
	K457	-99078.954	3137.438	-74840.844068	40.247
		借面積		11352.775282	
	面積		5676.3876410		
	地積		5676.38	m ²	

基準点座標

測点名	X座標	Y座標	備考
大巻	-98216.908	3405.019	四等三角点
平井小学校	-99481.498	2650.662	四等三角点
1022A	-99974.354	3288.095	街区三角点
A11	-99976.475	3072.460	多角点
A12	-99218.137	3306.839	多角点
A13	-99977.363	3422.426	多角点
T14	-99006.541	3104.854	多角点
T18	-99182.500	3170.380	多角点

凡例

基準点(引張点)	⊕
コンクリート杭	田
プレート杭	⊗
鉄杭	△
プラスチック杭	⊘
計算点	○

測地系	世界測地系
平面直角座標系の記号	Ⅱ
測量の年月日	平成26年12月26日

愛知県建設部建築局公営住宅課

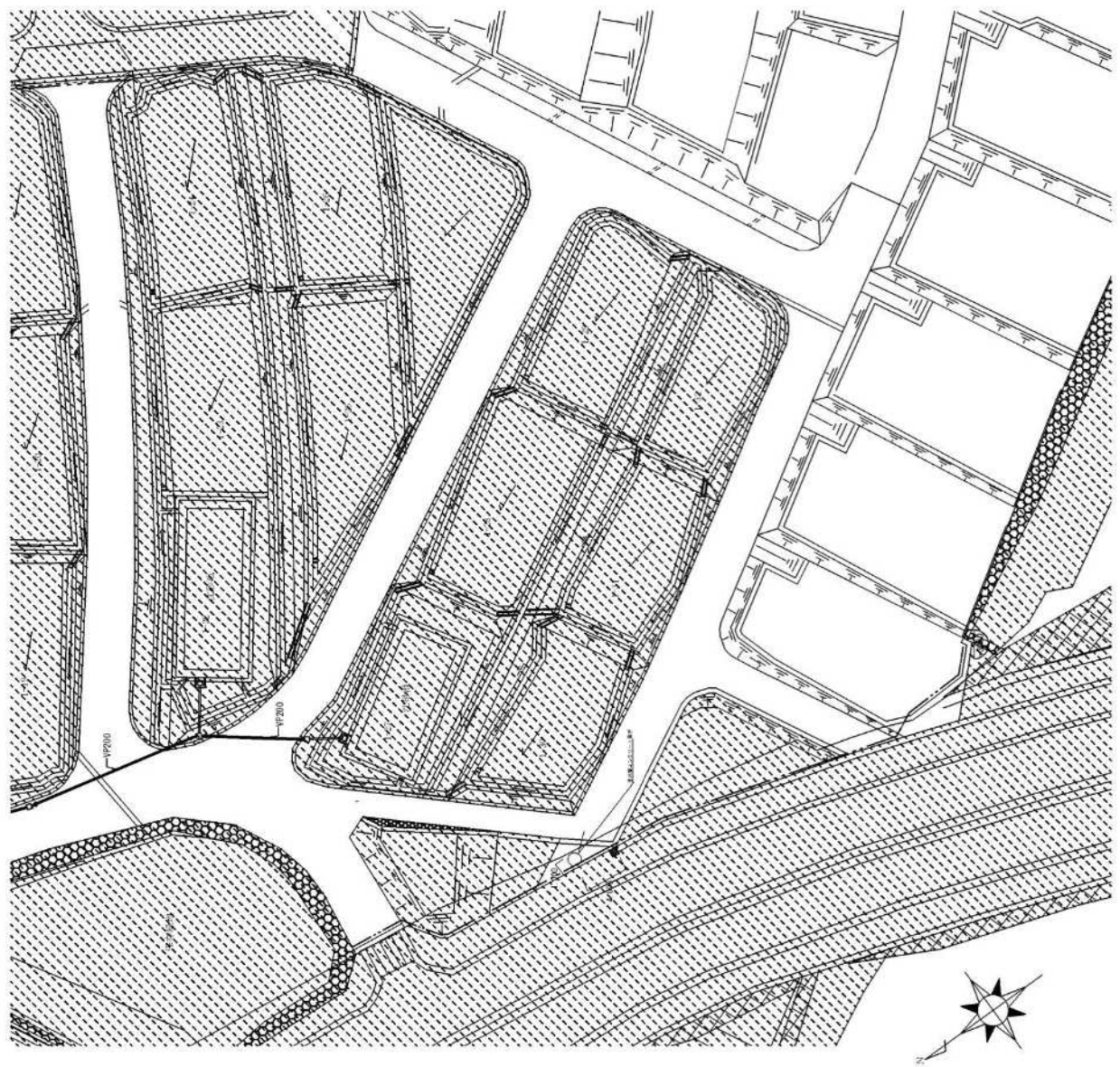
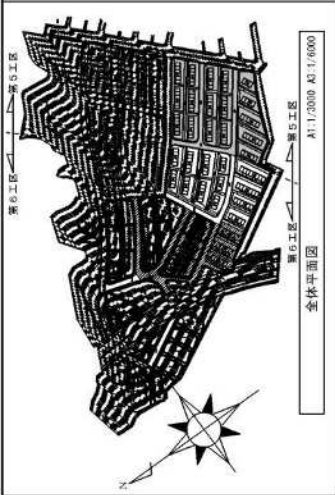
津島 雅人 (平成27年2月17日作成)



作成者

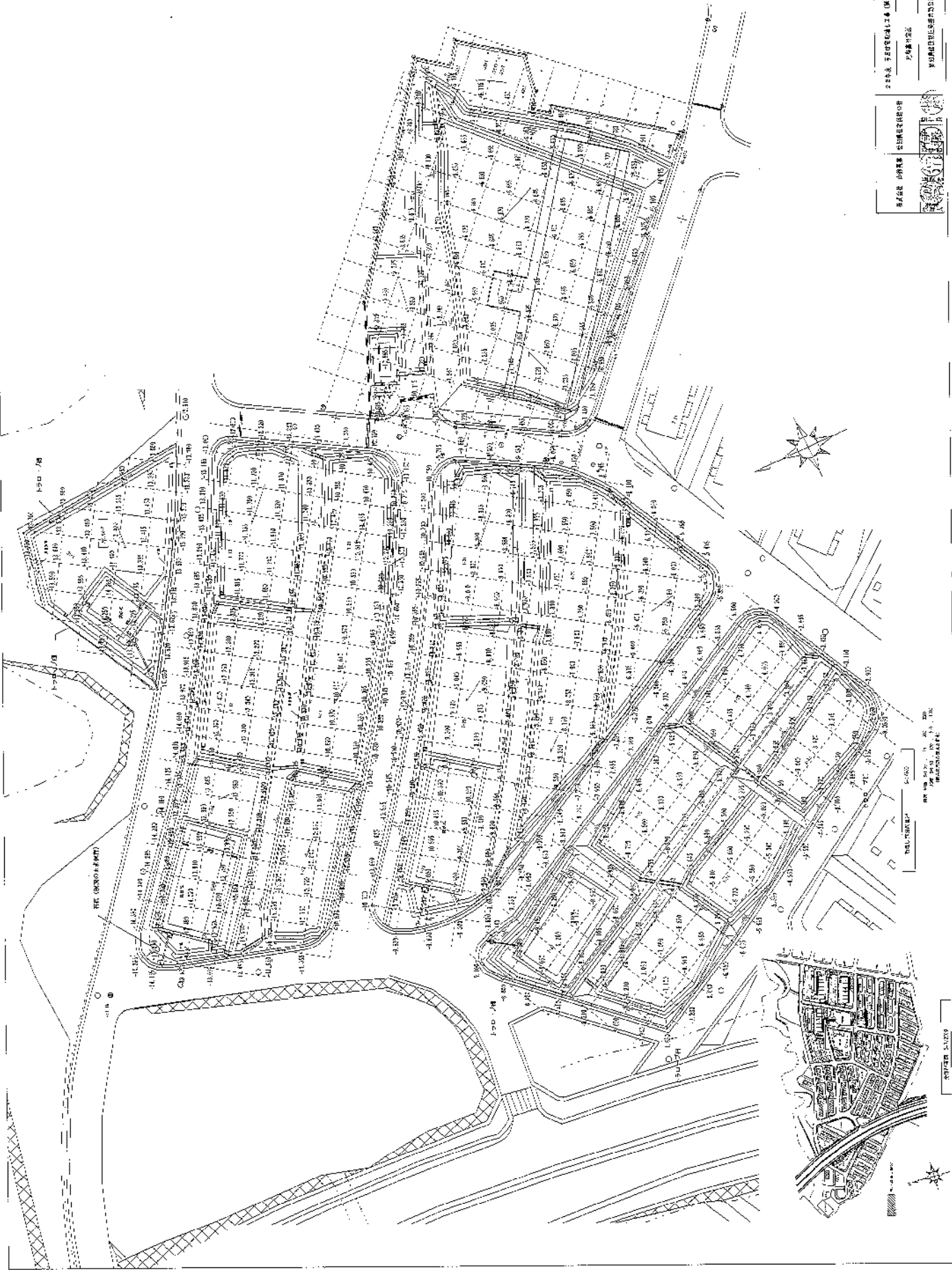
嘱託者 愛知県知事 大村 秀章

縮尺 1/750



A1:1:200 A3:1:600

项目名称		平谷生态新城施工总承包工程(二期)施工	图号	ME.5
设计单位		北京城市规划设计研究院	比例	1:1000
设计日期		2008.11	图名	第5工区建筑平面图
设计人		王明	审核人	李强
校对		张华	审批	刘伟
制图		陈静	审批	赵刚
审核		孙磊	审批	周敏
批准		吴昊	审批	郑宇

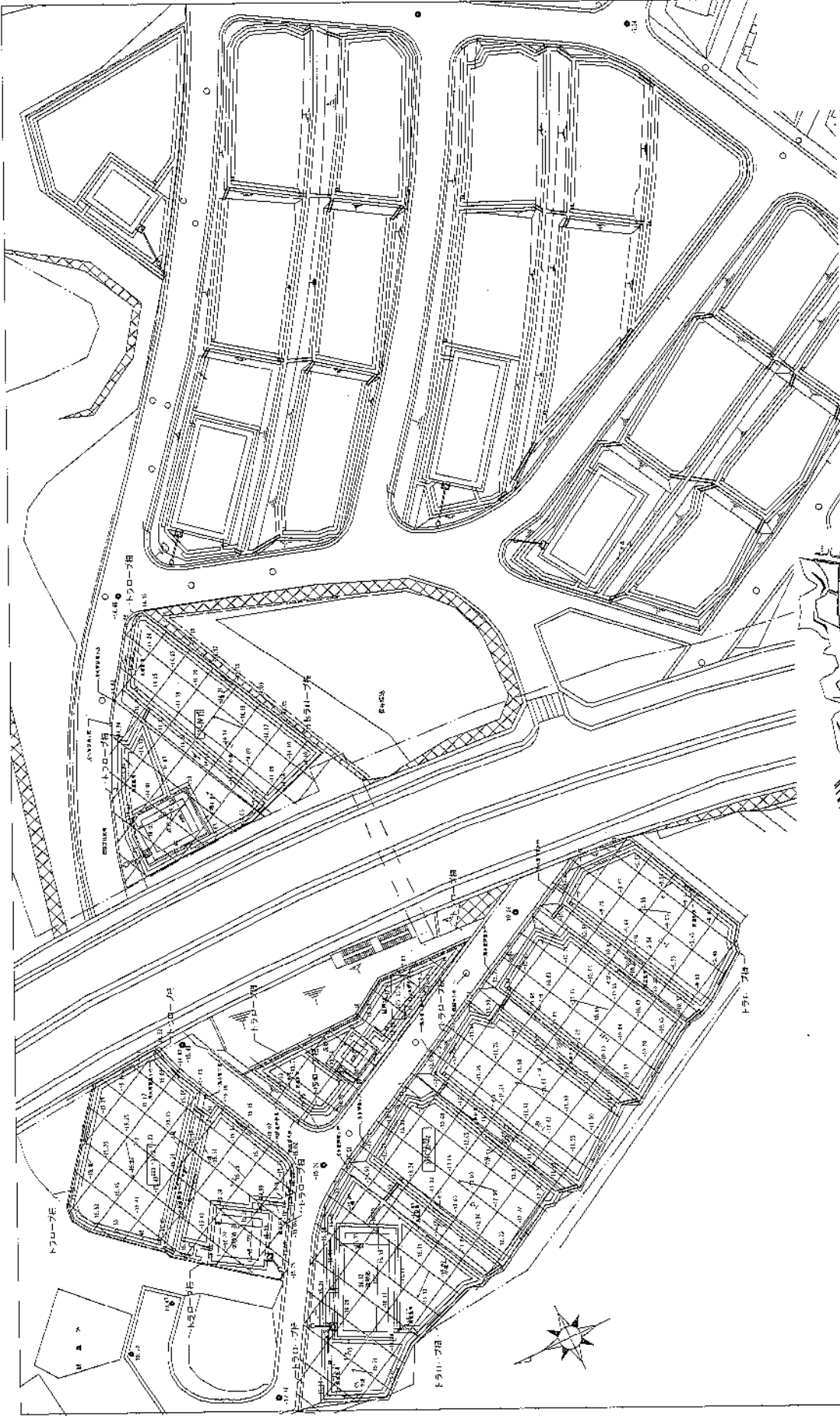


2024年 5月 20日 10:00 AM (09:30 AM) 1/1000
 设计人: 张明
 审核人: 李华
 日期: 2024.05.20
 比例: 1/1000
 图号: 03

设计单位: 上海城市规划设计研究院
 项目名称: 上海市浦东新区川沙新镇川沙社区公共租赁住房项目
 图名: 川沙社区公共租赁住房项目总平面图

比例尺: 1/1000
 比例尺: 1/1000
 比例尺: 1/1000
 比例尺: 1/1000

03/03



<p>平成22年度 平居住宅改修工事 (第4工區) 竣工図 3棟のうち 00.3</p>	<p>図面番号 00.3</p>
<p>愛知県住宅供給公社 愛知県建設部建築担当局 公営住宅課</p>	<p>縮尺 1/450</p>
<p>トヨケンクリン センター株式会社</p>	<p>作成者 トヨケンクリン センター株式会社</p>
<p>愛知県建設部建築担当局 公営住宅課</p>	<p>監理者 トヨケンクリン センター株式会社</p>

